

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

中23 富山市立榆原中学校

目 次

1	榆原中学校いじめ防止基本方針について	2
(1)	目的	2
(2)	定義	2
(3)	学校及び職員の責務	2
(4)	いじめの理解	3
2	本校のいじめの実態と課題について	3
(1)	本校の実態	3
(2)	本校の課題	3
3	いじめ問題への対応について	3
(1)	いじめの防止のための取組	4
(2)	いじめの早期発見のための取組	4
(3)	いじめが起きたときの対応	5
4	重大事態への対処について	6
(1)	重大事態とは	6
(2)	重大事態の意味について	6
(3)	重大事態の報告	6
(4)	いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任重大事態の意味について	7

1 榆原中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立榆原中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、平成29年度10月に富山市教育委員会から出された「富山市いじめ防止基本方針」、及び令和7年3月の改訂に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「榆原中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

- ① 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係をいいます。
- ② 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味します。
- ③ 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処します。
- ④ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、被害生徒の立場に立つことが必要です。
- ⑤ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行います。
- ⑥ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず直ちに全てを当該組織に報告します。
- ⑦ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、関連機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、いじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

※参照【表1 校内いじめ防止対策委員会】

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものです。「暴力を伴ういじめ」だけでなく、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり、集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分理解する必要があります。

また、「暴力を伴わないいじめ」は、児童生徒が入れ替わり、加害者にも被害者にもなる傾向があるので、「いじめを行いやすい子」「いじめられやすい子」という視点からは、いじめを予想することはできません。

さらに、いじめの加害、被害という関係だけでなく、「観衆」としていじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする存在や、その周りで暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

加えて、いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている場合があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

いずれにしても、いじめが、大人社会のゆがみと同じ地平で起こるという認識の下に、「いじめは絶対に許さない」という意識をもち、社会総がかりで対処しなくてはならない問題であることを理解することが重要です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・生徒たちは、仲間を思いやり、穏やかに生活しています。しかし、日常生活の中で、周囲の友達の気持ちや立場等に配慮しない軽率な言動も時としてみられます。
- ・入学当初は、小学校時代の辛い経験や人間関係の変化から、いじめの問題発生に関して不安な気持ちを抱いていた生徒もいましたが、人権について考える集会等、関わり合う機会を多く設ける中で、認め合う関係づくりができています。

(2) 本校の課題

- ・多くの生徒が幼い頃から互いによく知っている間柄で、親しい友人関係を築いていますが、“慣れ”が、無遠慮で相手を傷つける言動につながらないように、人付き合いのルールづくりに留意する必要があります。早期にいじめの芽を摘み、未然防止の指導充実に努めなければいけません。
- ・相手が快く思わない自己中心的な発言やからかい混じりの発言等、生徒間の不快を招く発言がみられます。また、ネット上の書き込み等、言葉によるいじめの発生には注意が必要です。生徒の実態把握に努め、言語環境に留意した教育活動を進めるとともに、他者との望ましい関わり方を身に付ける指導をしっかりと行っていかなくてはなりません。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を作り、学校全体に「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てよう努めます。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ生徒及び保護者に示し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止を図ります。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・温かい雰囲気の中で、生徒が失敗したりうまくいかないことがあっても、許容し、応援する集団づくりに努めます。
- ・学校として「特に配慮が必要な生徒」については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- ・生徒がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休憩時間や放課後の生徒の様子、生活ノート等での生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く生徒を見守ります。
- ・ささいな兆候や懸念、いじめに関する情報を抱え込み、対応不要と個人で判断せず、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、判断します。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、速やかに丁寧に対応し、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、被害生徒と加害生徒それぞれの保護者に連絡します。
- ・生徒の心身に重大な被害が生じている、またはその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。

- ・被害生徒とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して生徒の身を守ることや秘密を守ることがを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、被害生徒の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、加害生徒を別室で指導すること等で、被害生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。

- ・加害生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ 加害生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、加害生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。

- ・いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題として捉えさせます。
 - ア いじめに同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させます。
 - イ いじめに無関心な生徒（傍観者）に対しては、何もしないこともいじめ（空

気のいじめ)であることを理解させます。

- ・謝罪で解決したものとはせず、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレスの問題の除去、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合等）【法第28条1項1号】
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合）【法第28条1項2号】
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の意味について

第1号の例示

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等

第2号の例示

- 年間30日以上欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要がある。

「重大事態の対応についての留意事項」

(3) 重大事態の報告（法第30条第1項）

- ・学校は、重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告します。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。
- ・学校は、重大事態の調査の開始が決定した時点で、調査の開始日や調査委員会の

委員の構成状況に関わる情報等について、県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。ただし、発生報告を行う時点で調査の開始報告が可能な場合は、同時に報告します。

(4) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、被害生徒やその保護者に対して説明します。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・調査の進捗状況について、被害生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的又は、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害生徒とその保護者に確認します。
- ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の生徒又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告します。また、その際に、生徒又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果の内容について、他の生徒又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・加害生徒及びその保護者に対して、被害生徒、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導して、いじめをしたことのあやまちに気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちの醸成を図ります。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては富山市情報公開条例（平成17年富山市条例第30号）等に照らして適切に判断します。
- ・学校が調査を行う場合、市教育委員会は、情報の提供の内容や方法、時期等について必要な指導及び支援を行います。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

【表1 校内いじめ防止対策委員会】

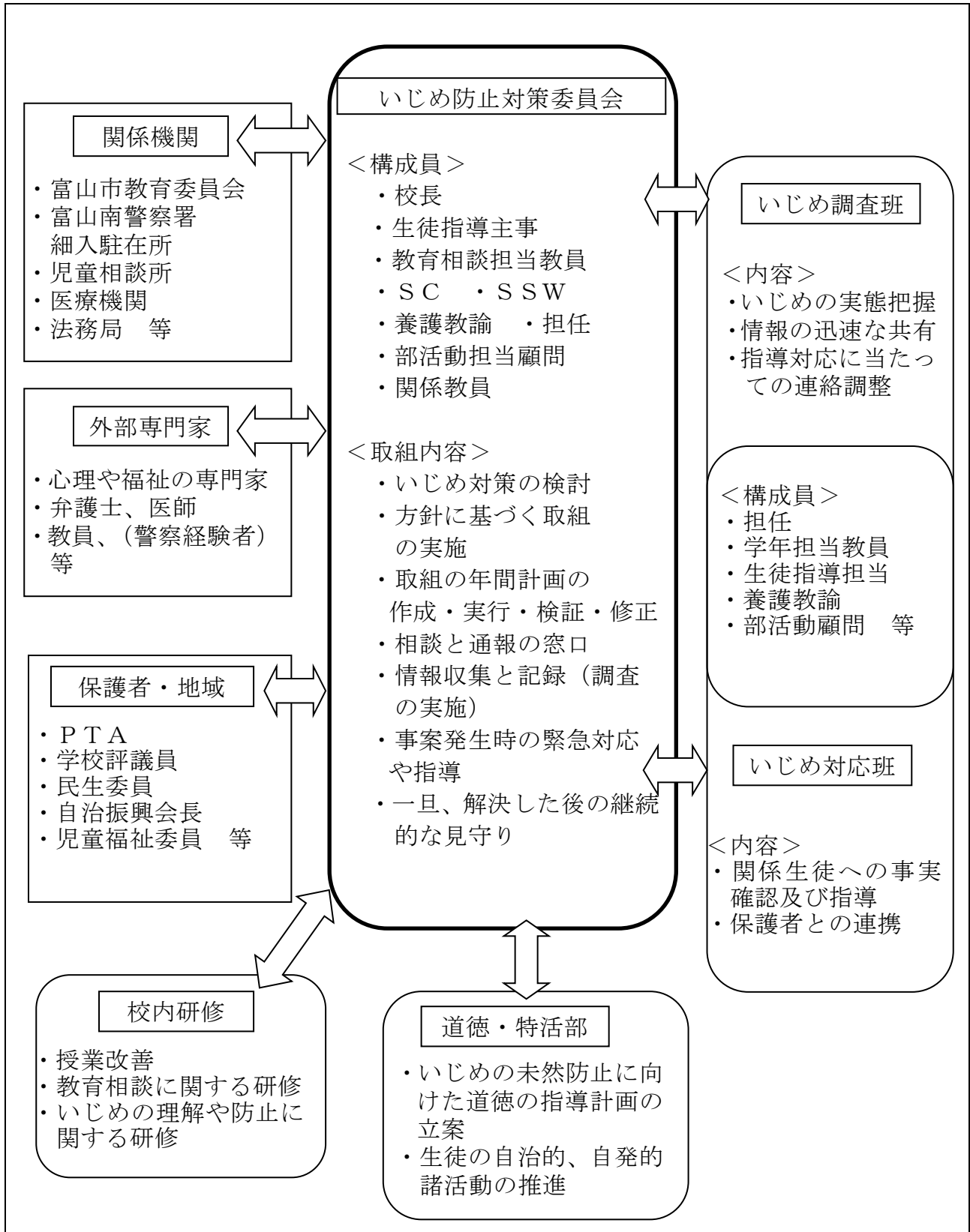
役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	柴垣 真美子	総 括		
教務主任	平田 里子		対応班	
生徒指導主事	山口 香	調査班		
スクールカウンセラー	岡田 千秋		対応班	
SSW	清水 剛志		対応班	
各担任・学年担当	東 竜也・近重 大治 (山口 香) 笠置 延生	調査班	対応班	
養護教諭	杉森 奈美子	調査班		
部活動担当教員	(山口 香)		対応班	

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	校内委員会等	未然防止への取組	早期発見への取組
4月	いじめ防止対策委員会 学年懇談会での保護者啓発	学級・学年づくり① 人間関係づくり①	楡中さわやか チェックアンケート
5月	いじめ問題に関する職員研修会		教育相談週間
6月			
7月			保護者学校評価アンケート
8月			
9月	いじめ防止対策委員会	学級・学年づくり② 人間関係づくり②	
10月			
11月			教育相談週間
12月		人権週間への取組	保護者学校評価アンケート
1月			
2月	いじめ防止対策委員会		教育相談週間
3月			保護者学校評価アンケート

事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

